

～お知らせ～

今回から、予定価格の公表は行わず、入札保証金も必要ありません。  
また、入札書は郵送でも受け付けます。

## 公社営林地等の立木販売入札心得書

- 1 入札参加者は、立木販売調書及び本心得書を熟読のうえ入札してください。
- 2 入札参加者は、入札に関し、公社の担当職員の指示に従ってください。
- 3 代理人が入札する場合は、所定の委任状を提出してください。
- 4 参加者は、「一般競争入札参加者申込書」を令和元年10月7日（月曜日）までに提出（必着）してください（FAX不可）。
- 5 入札は、所定の入札書を用いて、入札日に持参してください。
- 6 **郵送による入札の場合は、所定の入札書と共に、「一般競争入札参加者申込書」を令和元年10月7日（月曜日）までに原本を提出（必着）してください（FAX不可）。**
- 7 入札書には、入札者の住所、氏名（法人にあつては名称及び代表者名）を記入のうえ、必ず押印し、入札金額の頭には、¥を付けて、算用数字を用いて消費税（10%）込の金額を記入してください。代理人が入札する場合は、代理人欄に住所・氏名を記入して、代理人の印鑑のみを押印してください。
- 8 提出済みの入札書は、その理由いかんにかかわらず書換え、引き換え又は撤回することができません。
- 9 次の各号の一に該当する入札は無効とします。
  - (1) 代理人が入札した場合で本人の委任状を提出していないとき。
  - (2) 入札に際し、不正の行為があつたとき。
  - (3) 入札者又はその代理人が同一の入札について2通以上の入札をしたとき。
  - (4) 入札書の氏名（法人にあつては代表者の氏名）その他重要な文字及び証印が誤脱し、又は不明なとき。
  - (5) 入札書の金額を訂正しているとき。
  - (6) 本心得書事項に違反したとき。
  - (7) 入札担当者の指示に従わないとき。
  - (8) 電報による入札。
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反したとき。
- 10 開札は、入札の終了後、公社において行います。入札者が立ち会わないときは、公社の指定した職員を立ち会わせて開札します。
- 11 開札の結果、公社の予定価格以上の最高のもので入札した者を落札者とします。ただし、落札者となる同価格の入札者が2名以上ある場合は、くじ引きによって落札者を定めます。

- 12 落札者が、落札決定の日から換算して10日以内に売買契約を締結しない場合は、その落札は無効となります。
- 13 落札者は、売買契約締結の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切上げ）の金額を納めなければなりません。ただし、契約締結と同時に売買代金の全額を支払う場合は、契約保証金を免除するものとします。  
なお、この契約保証金には、利子を付さないものとします。
- 14 契約保証金は、落札者が契約の全部を履行した場合、遅滞なく還付するものとします。ただし、落札者の申し出により売買代金の一部に充当することができます。
- 15 契約保証金は、落札者が納入期限までに売買代金を完納しないとき、又は契約の条項に定める義務を履行しないときは、公社に帰属することとなります。